$\overline{}$
傍線
の
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

					第 E D - 3 E S	第93十5号) 薬事法(昭和三十五年法律	(略)		等に関する法律(昭	安全な血液製剤の安定供給	(略)	法律	別表第一 第一号法定受託事務	改
とされている事務の規定により都道府県が処理すること	の乱にようの乱げ起ぎればした。、第七十一条並びに第七十二条第三項、第七十条第一項及び第二項	する第二十一条、第六十九条第一項及二 第八十三条において読み替えて適用	ている事務る市又は特別区が処理することとされ	規定により都道府県、保健所を設置す	_	第三頁、第13十条第一頁及び第二頁、一 第二十一条、第六十九条第一項及び	(略)	府県が処理することとされている事務びに第二十三条第一項の規定により都道	て準用する場合を含む。)及び第五項並	第十三条第四項(第十四条第三項におい	(略)	事務	第一号法定受託事務(第二条第十項関係)	正 案
					第 百 四 一 3	第事法(四	(略)	百六十号)	締法 (昭和)	採血及び供	(略)	法律	別表第一第	
					£	5号)昭和三十五年法律			1 二十一年法律第	採血及び供血あつせん業取			;一号法定受託事務 (第二条第十項関係)	現

(略)		
(略)		
(略)		
(略)	が処理することとされている事務	七十二条第一項の規定により都道府県

$\overline{}$
,
傍
כעו
線
允 不
0
~-
部
分
73
لأ
10
改
LX
_
ΙH
#
피
部
/\
分
()
$\overline{}$

ばならない。	(指定の要件) (指定の要件)	改正案
い。	(指定の要件) (指定の要件) (指定の要件) (指定の要件) (指定の要件) (指定の要件) (指定の要件)	現

- その製造所における覚せい剤製造の業務を廃止したとき。
- 許可の有効期間)の規定により医薬品の製造業の許可の有効期間が製造販売業の許可の有効期間が満了し、又は同法第十三条第三項(二 薬事法第十二条第二項(許可の有効期間)の規定により医薬品の
- 三(薬事法第七十五条第一項(許可の取消し等)の規定により医薬品満了してその更新を受けなかつたとき。
- の製造販売業又は製造業の許可を取り消されたとき。
- | 覚せい剤施用機関である病院又は診療所を廃止したとき
- したとき。 指定の基準)の規定による指定基準に定める診療科名の診療を廃止二 覚せい剤施用機関である病院又は診療所において第三条第二項 (
- されたとき。 り、覚せい剤施用機関である病院又は診療所の開設の許可を取り消 医療法第二十九条 (開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定によ
- された法人がしなければならない。
 散した場合にはその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立の開設者又は覚せい剤研究者が、死亡した場合にはその相続人が、解4 前三項の規定による届出は、覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関

- || 薬事去第十二条第三項(許可の有効期間)の規定こより| その製造所における覚せい剤製造の業務を廃止したとき。
- |造業の許可の有効期間が満了してその更新を受けなかつたとき。|| 薬事法第十二条第三項(許可の有効期間)の規定により医薬品製
- の製造業の許可を取り消されたとき。 三 薬事法第七十五条第一項(許可の取消し等)の規定により医薬品
- 都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。の事由の生じた日から十五日以内に、その病院又は診療所の所在地の覚せい剤施用機関の開設者は、左の各号の一に該当する場合にはそ
- 覚せい剤施用機関である病院又は診療所を廃止したとき
- したとき。 指定の基準)の規定による指定基準に定める診療科名の診療を廃止二 覚せい剤施用機関である病院又は診療所において第三条第二項(
- れたとき。 り、覚せい剤施用機関たる病院又は診療所の開設の許可を取り消さ三 医療法第二十九条 (開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定によ
- い。在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならなる研究を廃止したときは廃止の日から十五日以内に、その研究所の所3(覚せい剤研究者は、当該研究所における覚せい剤の使用を必要とす)
- された法人がしなければならない。

 散した場合にはその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立の開設者又は覚せい剤研究者が、死亡した場合にはその相続人が、解4 前三項の規定による届出は、覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関

(指定の要件)

ところにより、次に掲げる者のうち適当と認める者について行う。は研究所ごとにその所在地の都道府県知事が、厚生労働省令の定める臣が、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定は業務所又は覚せい剤原料製造業者の指定は業務所又は製造所ごとに厚生労働大第三十条の二(覚せい剤原料輸入業者若しくは覚せい剤原料輸出業者又

覚せい剤原料の輸入を必要とする者覚せい剤原料を輸入することを業としようとする者又は業務のため、覚せい剤原料輸入業者については、医薬品製造販売業者等その他

その他覚せい剤原料を輸出することを業としようとする者受けている者(以下この条において「医薬品販売業者」という。)販売業の許可)の規定により一般販売業又は薬種商販売業の許可を同開設者」という。)、医薬品製造販売業者等、同法第二十六条第一項(薬種商品製造販売業者等、同法第二十六条第設の許可)の規定により薬局開設の許可を受けている者(以下「薬設の許可)の規定により薬局開設の許可を受けている者(以下「薬

覚せい剤原料の製造を必要とする者 覚せい剤原料を製造することを業としようとする者又は業務のため三 覚せい剤原料製造業者については、医薬品製造販売業者等その他

を持ち、かつ、研究上覚せい剤原料の製造又は使用を必要とする者五 覚せい剤原料研究者については、覚せい剤原料に関し相当の知識者等、医薬品販売業者その他覚せい剤原料を譲り渡すことを業とし四 覚せい剤原料取扱者については、薬局開設者、医薬品製造販売業四

指定の要件)

二 覚せい剤原料輸出業者については、薬事法第五条第一項(薬局開 業の許可を受けている者その他覚せい剤原料を輸入することを業と いる者 (以下この条において「医薬品販売業者」という。) その他 の許可)の規定により一般販売業又は薬種商販売業の許可を受けて 医薬品の一般販売業の許可) 又は第二十八条第一項 (薬種商販売業 局開設者」という。)、医薬品製造業者、 設の許可) の規定により薬局開設の許可を受けている者 (以下「 しようとする者又は業務のため覚せい剤原料の輸入を必要とする者 覚せい剤原料を輸出することを業としようとする者 十二条第 覚せい剤原料輸入業者については、 項 (輸入販売業の許可)の規定により医薬品の輸入販売 医薬品製造業者、 同法第二十六条第一項 薬事法第一

剤原料の製造を必要とする者 削原料を製造することを業としようとする者又は業務のため覚せい 覚せい剤原料製造業者については、医薬品製造業者その他覚せい

を持ち、かつ、研究上覚せい剤原料の製造又は使用を必要とする者五 覚せい剤原料研究者については、覚せい剤原料に関し相当の知識する者又は業務のため覚せい剤原料の使用を必要とする者医薬品販売業者その他覚せい剤原料を譲り渡すことを業としようと四 覚せい剤原料取扱者については、薬局開設者、医薬品製造業者、

_
\sim
傍
冶
線
0
ᅘ
部
分
7.7
は
改
īF
#
部
分
分
\sim

受けた者とみなされた者に係る免許は、第五十条の三の規定により効2(前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を第五十条の二十六(略)(薬局開設者等の特例)	3 (略) 五~九 (略) 万~九 (略) の製造業の許可を受けている者 四 家庭麻薬製造業者の免許については、薬事法の規定により医薬品	により医薬品の製造販売業及び製造業の許可を受けている者三(麻薬製造業者又は麻薬製剤業者の免許については、薬事法の規定あるか又は薬剤師を使用しているもの)造販売業又は販売業の許可を受けている者であつて、 自ら薬剤師で	•	改正案
受けた者とみなされた者に係る免許は、第五十条の三の規定により効2(前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を第五十条の二十六((略)(薬局開設者等の特例)	3 (略)四个八 (略)	ては、薬事法の規定により医薬品の製造業の許可を受けている者三(麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者の免許についか又は薬剤師を使用しているもの)。	(免許)	現

う。 力を失うほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失

条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたとき。 薬事法第四条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第四

二 (略)

「「「薬事法第七十五条第一項の規定により同法第四条第一項又は第二

十六条第一項の許可が取り消されたとき。

4 (略)

(都道府県の支弁)

第五十九条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

及び第五十六条第一項の規定により当該都道府県の区域外において第五十四条第二項の規定により設置する麻薬取締員に要する費用

二~五 (略)

麻薬取締員が行う職務に直接要する費用

別表第一 (第二条関係)

一~六十七 (略)

六十八 三 メチル 四 モルフォリノ 二・二 ジフェニル酪酸

別名モラミド中間体)及びその塩類

六十九~七十六 (略)

力を失うほか、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたとき。薬事法第五条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第五

二 (略)

十六条第一項の許可が取り消されたとき。 薬事法第七十五条第一項の規定により同法第五条第一項又は第二

神薬取扱責任者とみなす。
「三項に規定する一般販売業の管理者は、第五十条の二十第一項の向精許可を受けた者に係る同法第二十七条において準用する同法第八条第二項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の一般販売業の第一項本文の場合においては、当該薬局開設者の薬局に係る薬事法

(略)

4

(都道府県の支弁)

一 第五十四条第一項の規定により設置する麻薬取締員に要する費用第五十九条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

麻薬取締員が行なう職務に直接要する費用及び第五十六条第一項の規定により当該都道府県の区域外において

二~五 (略)

別表第一 (第二条関係)

~六十七

(略)

別名モラミド中間体)及びその塩類六十八 二 メチル 三 モルフォリノ 一・一 ジフェニル酪酸

六十九~七十六 (略)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)(附則第二十条関係)

(傍線の部分は改正部分)

2											笋		
(略)	れ放射線取扱主任者として選任することができる。	粧品又は医療機器の製造所において使用するときは薬剤師を、それぞ	十五年法律第百四十五号)第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化	は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を薬事法(昭和三	射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師又	放射線取扱主任者を選任しなければならない。この場合において、放	主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、	、文部科学省令で定める区分により、次条第一項の第一種放射線取扱	業者及び廃棄業者は、放射線障害の防止について監督を行わせるため	を使用する者を除く。以下この章において同じ。)、販売業者、賃貸	第三十四条 使用者 (政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみ 第	(放射線取扱主任者)	改正案
2 (略)	れ放射線取扱主任者として選任することができる。	粧品又は医療用具の製造所において使用するときは薬剤師を、それぞ	十五年法律第百四十五号)第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化	は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を薬事法(昭和三	射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師又	放射線取扱主任者を選任しなければならない。この場合において、放	主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、	、文部科学省令で定める区分により、次条第一項の第一種放射線取扱	業者及び廃棄業者は、放射線障害の防止について監督を行わせるため	を使用する者を除く。以下この章において同じ。)、販売業者、賃貸	第三十四条 使用者 (政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみ	(放射線取扱主任者)	現

消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)(附則第二十条関係)

九 (略)	る化粧品及び同条第四項に規定する医療機器る医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定す	八 薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定す		別表	改正案
九 (略)	る化粧品及び同条第四項に規定する医療用具る医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定す	八 薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定す		別表	現

(傍線の部分は改正部分)

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)(附則第二十条関係)

(傍線の部分は改正部分)

三(略)	る化粧品及び同条第四項に規定する医療機器る医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同	二 薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一		別表	改正
	同条第三項に規定す	(二条第一項に規定す		別表	
三(略)	る化粧品及び同条第一る医薬品、同条第二	二 薬事法 (昭和三十	一 (略)	表	現
	る化粧品及び同条第四項に規定する医療用具る医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、	昭和三十五年法律第百四十五号) 第二条第一項に規定す			行
	7、同条第三項に規定す	第二条第一項に規定す			, ,

$\overline{}$
傍線
の
部
分
IJ
改
正
部
分
\smile

改 正 案	現
(他の法令との関係)	(他の法令との関係)
第四十条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第五 第四十条	第四十条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第五
条の二第一項、第六条第一項、第七条、第十一条第一項、第十四条、	条の二第一項、第六条第一項、第七条、第十一条第一項、第十四条、
第十五条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十四条第一項	第十五条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十四条第一項
、 第二十六条第一項、 第二十七条第一項、 第二十八条第一項、 第二十	、 第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十
九条及び第三十条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次	九条及び第三十条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次
の各号に掲げる物については第十三条第一項及び第二十二条の規定を	の各号に掲げる物については第十三条第一項及び第二十二条の規定を
、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物について	、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物について
は第二十六条第一項及び第二十八条第一項の規定を、次の各号に掲げ	は第二十六条第一項及び第二十八条第一項の規定を、次の各号に掲げ
る物の原材料としての化学物質の使用については第十四条、第十五条	る物の原材料としての化学物質の使用については第十四条、第十五条
第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条及び第三	第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条及び第三
十条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる	十条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる
•	0
->四 (略)	四 (略)
五 薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定す	五 薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定す
る化粧品及び同条第四項に規定する医療機器る医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定す	る化粧品及び同条第四項に規定する医療用具る医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定す

農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)(附則第二十条関係)

二十二 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医のかさどる。 一~二十一 (略) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務)	二十三~八十九 (略)
---	-------------

$\overline{}$
13.
傍
7.5
線
の
₩7
部
\mathcal{I}
分
14
ĺ
⊐h
改
ш
部
디
\angle
分
$\overline{}$

(業務)	長が任命する。 「はいいでは、は、いいでは、は、いいでは、は、いいでは、は、いいでは、は、いいでは、は、いいでは、は、いいでは、は、いいでは、は、いいでは、は、いいでは、は、いいでは、は、いいでは、いい	(定義) (定表) (定表)	改正案
(業務)	が任命する。 (1930年) (193044) (193044) (193044) (193044) (193044) (193044) (193044) (193044) (193044) (193044) (193044) ((定義) (定義) (定義)	現

第二十七条 (略)

2 機構は、第一条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

| ~ 十 (略)

効性及び安全性の向上に関する業務を行うこと。)及び第八十条の三第一項に規定する調査その他医薬品の品質、有びに第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)並一四条の六(同法第十九条の四において準用する場合を含む。)、第四条の六(同法第十九条の四において準用する場合を含む。)、第十二 行政庁の委託を受けて、薬事法第十四条の二第一項(同法第十十

十二一十五 (略)

| 3 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる| 3

一 (略)

する業務

第二十七条 (略)

2 機構は、第一条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

| 〜 十 (略)

十二一十五 (略)

機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる

にこれらに附帯する業務に相当する業務 医療用具 (薬事法第二条第四項に規定する医療用具をいい、専ら 医療用具 (薬事法第二条第四項に規定する 医療用具 をいい、専ら 医療用具 (薬事法第二条第四項に規定する 医療用具 (薬事法第二条第四項に規定する 医療用具 をいい、専ら 医療用具 (薬事法第二条第四項に規定する 医療用具 をいい、専ら 医療用具 (薬事法第二条第四項に規定する (薬事法第二条第四項に規定する (薬事法 (薬事法)を) を (薬事法)を (薬者)を (薬者)

一 (略)

る業務 九号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に相当す 医療用具をいう。第三十五条の二において同じ。) につき、前項第一 希少疾病用医療用具(薬事法第二条第六項に規定する希少疾病用

4・5 (略)

(拠出金)

し、拠出金を納付しなければならない。 四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)、機構に対 潜」という。)は、機構の第二十七条第一項に規定する業務(以下「 教済給付業務」という。)に必要な費用に充てるため、各年度(毎年 救済給付業務」という。)に必要な費用に充てるため、各年度(毎年 が高という。)は、機構の第二十七条第一項に規定する業務(以下「 製造販売業 の製造販売業の許可を受けている者(第二条第二項各号に 第三十一条 各年四月一日において薬事法第十二条第一項の規定による 第

が政令で定める額に満たないときは、当該政令で定める額)とする。により算定される算定基礎取引額に拠出金率を乗じて得た額(その額前年度における総出荷数量を基礎として厚生労働省令で定めるところ2 前項の拠出金の額は、製造販売業者が製造販売をした許可医薬品の2

3~5 (略)

7

(略)

(略)

四 (略)

4・5 (略)

拠出金

第三十一条 各年四月一日において薬事法第十二条第一項又は同法第二第三十一条 各年四月一日において薬事法第十二条第一項又は同法第二年

3~5 (略)

6

定める算定方法により算定した額を加えた額とする。可医薬品によるものの現価に相当する額を基礎として厚生労働省令でいた救済給付のうち、当該製造業者等が製造し、又は輸入した原因許可医薬品」という。)を製造し、又は輸入した製造業者等の第一項の可医薬品」という。)を製造し、又は輸入した製造業者等の第一項の所となつた許可医薬品(以下この項において「原因許機構が前年度において救済給付の支給を決定した者に係る疾病、障

(資料の提出の請求)

第三十二条 必要があるときは、 できる。 機構は、 第二十七条第一項第三号に掲げる業務を行うため 製造販売業者に対し、 資料の提出を求めることが

2 (略)

(業務の委託)

2 第三十四条 機構は、 厚生労働大臣の認可を受けて、第二十七条第一項第三号に (略)

掲げる業務(督促及び滞納処分を除く。) 託することができる 入している団体又はその連合団体で厚生労働大臣の指定するものに委 の一部を製造販売業者が加

3 (略)

試験研究実施者等の納付金

第三十五条の二(機構は、業務方法書で定めるところにより、第二十七 」という。)から、当該希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療機器の 利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を第二十七条 を行つた者又はその承継人(以下この条において「試験研究実施者等 金に係る希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療機器に関する試験研究 条第二項第九号の助成金の交付又は同条第三項第三号の規定による利 の納付金として徴収することができる。 同条第三項第三号に掲げる業務並びに同条第四項第三号に掲げる業務 第二項第九号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務 少疾病用医療機器に係る助成金の交付を受けた者であつて、当該助成 (以下「希少疾病用医薬品等開発振興業務」という。) に充てるため

(資料の提出の請求)

第三十二条 必要があるときは、 機構は、 製造業者等に対し、資料の提出を求めることがで 第二十七条第一項第三号に掲げる業務を行うため

きる。

2 (略)

業務の委託

第三十四条 (略)

2 することができる 掲げる業務(督促及び滞納処分を除く。 している団体又はその連合団体で厚生労働大臣の指定するものに委託 機構は、 厚生労働大臣の認可を受けて、第二十七条第一項第三号に の一部を製造業者等が加入

(略)

3

試験研究実施者等の納付金)

|第三十五条の二 機構は、業務方法書で定めるところにより、第二十七 」という。)から、当該希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具の 第二項第九号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、 利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を第二十七条 を行つた者又はその承継人(以下この条において「試験研究実施者等 金に係る希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具に関する試験研究 少疾病用医療用具に係る助成金の交付を受けた者であつて、当該助成 条第二項第九号の助成金の交付又は同条第三項第三号の規定による科 の納付金として徴収することができる。 同条第三項第三号に掲げる業務並びに同条第四項第三号に掲げる業務 (以下「希少疾病用医薬品等開発振興業務」という。) に充てるため

(傍線の部分は改正部分	
<u> </u>	

	1				3									2	笋		
(重)	向	三項 に規定する一般販売業の管理者は、新法第五十条の二十第一項の	許可を受けた者に係る同法第二十七条において準用する同法第七条第	第七条第三項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の一般販売業の	3 第一項本文の場合においては、当該薬局開設者の薬局に係る薬事法	二十六条第二	三 薬事法第七·	二 (略)	条第一項又は	平事法第四	を失う。	り効力を失うほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力	受けた者とみなされた者に係る免許は、新法第五十条の三の規定によ	2 前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を	第三条 (略)	附則	
	任者とみなす。	一般販売業の窓	に係る同法第一	規定する薬局の	場合においては	十六条第一項の許可が取り消されたとき。	薬事法第七十五条第一項の規定により、		条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたとき。	薬事法第四条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第四		か、次の各号の	された者に係る	より向精神薬気			改
		官理者は、新さ	一十七条におい	の管理者又は当	は、当該薬局間	リ消されたとき	の規定により、		一項の許可の対	界二十四条第Ⅰ		のいずれかに弦	る免許は、新さ	郵売業者又は 句			正
		☆第五十条の	いて準用する日	ヨ該医薬品の一	用設者の薬局に	ک 。			対が失われた	項の規定によ		8当するときは		凹精神薬小売業			案
		一十第一項の	归法第七条第	一般販売業の			同法第四条第一項又は第		にとき。	より同法第四		は、その効力	二の規定によ				
(#)		三項に規定	許可を受け	第八条第三	3 第一項本	二十六条第	三 薬事法	二 (略)	条第一項	一 薬事法	۰	り効力を失	受けた者と	2 前項の規	第三条 (略)	附則	
	、各、向精神薬取扱責任者とみなす。	する一般販売	た者に係る同	項に規定する	文の場合にお	_	第七十五条第		条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたとき。	第五条第二項		うほか、次の	みなされた者	定により向精)		現
	なす。	業の管理者は、	法第二十七条.	薬局の管理者	いては、当該	項の許可が取り消されたとき。	一項の規定に		条第一項の許	又は第二十四日		各号の一に該	に係る免許は、	神薬卸売業者!			
		新法第五十	において準用	乂は当該医薬!	楽局開設者の	たとき。	より、同法第		可の効力が失.	条第二項の規		当するときは、	新法第五十	乂は向精神薬-			行
		三項に規定する一般販売業の管理者は、新法第五十条の二十第一項の	許可を受けた者に係る同法第二十七条において準用する同法第八条第	第八条第三項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の一般販売業の	第一項本文の場合においては、当該薬局開設者の薬局に係る薬事法		薬事法第七十五条第一項の規定により、同法第五条第一項又は第		われたとき。	薬事法第五条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第五		り効力を失うほか、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う	受けた者とみなされた者に係る免許は、新法第五十条の三の規定によ	前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を			
		頃の	余第	兼の	法		第			那 五		矢う	によ	計を			

_
$\overline{}$
137
傍
線
の
部
미
4
IJ
は
改
<u>~</u>
止
部
台
\ddot{A}
゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ヿ゚
\Box

六~二十五 (略) の業務を行う場所に係るもの	一項(定義)に規定する薬局の用に供されている土地等のうち調剤る土地等及び薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十その他医療に関する施設として政令で定めるものの用に供されてい	二十三号)第七条第二十二項(定義)に規定する介護老人保健施設一項(助産所)に規定する助産所、介護保険法(平成九年法律第百等)に規定する病院、同条第二項に規定する診療所、同法第二条第五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項(病院)弗	改正案
六~二十五 (略) 業務を行う場所に係るもの	項(定義)に規定する薬局の用に供されている土地等のうち調剤のる土地等及び薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第五その他医療に関する施設として政令で定めるものの用に供されてい	Ŧ	別	現

$\overline{}$
傍始
線
0
部
分
は
改
正
部
分
()

三号)、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十年法律第五十五号)、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百十五号)、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四第十一条 薬事・食品衛生審議会は、薬事法(昭和三十五年法律第百四(薬事・食品衛生審議会)	2 (略) (所掌事務) (所覚事務) (所覚事務)	改 正 案
三号)、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十年法律第五十五号)、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百十五号)、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四第十一条 薬事・食品衛生審議会は、薬事法(昭和三十五年法律第百四(薬事・食品衛生審議会)	(所掌事務)	現

2 (略)	の権限に属させられた事項を処理する。	法律(昭和四十八年法律第百十二号)及び食品衛生法の規定によりそ	年法律第百六十号)、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する
2 (略)		られた事項を処理する。	八年法律第百十二号)及び食品衛生法の規定によりその権限に属させ